

当日配付資料

参照条文

○作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)(抄)  
(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等(令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。))を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。)別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。)における空気中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

別表第一

物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)		
五酸化バナジウム	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
(略)		

○作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について(平成21年3月31日基発第0331024号)(抄)

第3 細部事項

4 その他

(5) 測定基準第10条第1項及び第13条第1項関係

測定基準別表第1又は別表第2の下欄に掲げる分析方法について、従前より「これと同等以上の性能を有する分析方法」が認められているところであるが、同等以上の性能を有する分析方法として、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)及び誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS)を用いる分析方法があること。